

滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する指針

目次

- 第1 総則
 - 1 目的
- 第2 不当要求行為等への対応
 - 1 特定要求行為
 - 2 不当要求行為
 - 3 対応の基本方針
 - 4 公正職務推進副責任者（副主幹又は主査）の責務
 - 5 公正職務推進責任者（所属長）の責務
 - 6 公正職務統括推進責任者（部長）の責務
 - 7 公正職務統括監督者（総務部長）の責務
 - 8 関係機関との連携
 - 9 相談窓口及び研修
- 第3 公益目的通報
 - 1 対象行為
 - 2 通報
 - 3 公正職務審査会委員
 - 4 調査の実施
 - 5 是正措置等
 - 6 不利益取扱に対する救済等
 - 7 関係所属の職員の責務
 - 8 勧告及び公表

第1 総 則

1 目的

この指針は、不当要求行為等に対して組織的な取組を行うことにより、市民に信頼される公正な職務の執行及び職員等の安全を確保するとともに公益目的通報により組織として不正防止の自浄作用の向上を図ることを目的とする。

第2 特定要求行為・不当要求行為への対応

1 特定要求行為

特定要求行為とは職員以外のものが職員に対し、その職務に関して行う特定の団体又は個人を他のものと比べて有利又は不利に扱うなど特別の扱いをすることを求める行為をいう。ただし、公聴会、議会、説明会等の公開の場でなされたもの、陳情書、要望書、依頼書等の公式の書面によるもの、通常の適正な職務の遂行に係るものであることが明らかであるものは除く。

2 不当要求行為

不当要求行為等とは、次に掲げることを求める行為であって、職員に対して公正な職務の執行を妨げることが明らかであるもの又は暴力行為その他社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を求めるものをいう。

- (1) 特定のものに対して著しく有利又は不利な取扱いをすること。
- (2) 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (4) 執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに行わないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令等に違反すること、又は職員としての倫理に著しく反することをすること。

3 対応の基本方針

(1) 特定要求行為への組織的対応

ア 職員は、特定要求行為があったと認めるときは、平等取扱いの原則にのっとり、組織的に対応するとともに、当該行為の内容等を記録し、管理監督者に報告しなければならない。

イ 管理監督者は、部下職員から特定要求行為があったと認める報告を受けたときは、部下職員の適法かつ公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、特定要求行為があったと認める記録により滝川市公正職務対策会議（以下「対策会議」という。）に報告しなければならない。

(2) 対策会議の調査及び審査

特定要求行為があったと認める報告のうち、不当要求行為に該当すると認められるものがあるため対策会議に報告があったときは、対策会議は、速やかに必要な調査を行い、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかを審査しなければならない。

(3) 滝川市公正職務審査会への確認の要求等

ア 対策会議は、審査の結果、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかについて判断できないときは、滝川市公正職務審査会（以下「審査会」という。）の確認を求めることができる。

イ 審査会は、対策会議より不当要求行為の該当性について確認の求めがあったときは、速やかに必要な調査を行い、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかを審査し、対策会議に報告しなければならない。

(4) 対策会議からの報告等

対策会議は、審査並びに審査会による報告の結果、不当要求行為に該当すると認めるときは是正措置等についての意見を付して、また、該当しないと認めるときはその旨を、市長に報告するとともに、当該案件に係る管理監督者に対応方針の指示を行うものとする。

(5) 不当要求行為に対する措置

ア 市長は、不当要求行為に該当するものがあるとの報告を対策会議から受けたときは、速や

かに報告に基づいて必要な事実確認を行うとともに、審査会から意見があった場合にはこれを尊重した上で、当該不当要求行為を行った者に対して文書で警告を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

イ アの措置を講ずる場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該不当要求行為を行った者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

4 公正職務推進副責任者（副主幹又は主査）の責務

推進副責任者は、不当要求行為等が発生した場合は、適切な対応に努め、不当要求行為等に対し組織的な対応を行うとともに、速やかに推進責任者に報告しなければならない。

5 公正職務推進責任者（所属長）の責務

(1) 推進責任者は、不当要求行為等が発生した場合は、適切な指示、対応に努め、必要に応じて推進副責任者に指示するとともに、報告書により総括推進責任者及び公正職務対策会議に報告しなければならない。

(2) 推進責任者は、不当要求行為等に対する円滑な組織的対応が図られるよう、各所属職員に対し不当要求行為等が発生した場合の対応、方針等を周知し、研修を適宜行うものとする。

6 公正職務統括推進責任者（部長）の責務

統括推進責任者は、推進責任者等から不当要求行為等の報告を受けた場合は、速やかに部内で対策を協議し、対応方法を指示し、関係部局等へ情報提供や協力要請をするなど適切な対応を行い、統括監督者に報告しなければならない。

7 公正職務統括監督者（総務部長）の責務

(1) 統括監督者は、必要に応じて統括推進責任者に指示するとともに各職場に共通する案件や重大な案件は、適時、対策会議を招集し、対策等について協議、検討するとともに所属への対応の方針を示さなければならない。

(2) 統括監督者は、不当要求行為に対する対応が組織に浸透しているか総合的な検証を行い、予防及び被害の軽減などの改善策を明確にして、対応マニュアルにこの検証結果を反映させるものとする。

(3) 統括監督者は、不当要求行為等の対応策の啓発のため、公正職務推進責任者等に対する研修を適宜行うものとする。

8 関係機関との連携

管理監督者は、警察署等との窓口担当を定め、不当要求又はそのおそれが生じたとき、ささいなことでも届出・相談が迅速に行えるよう、日頃から連携を密にしておかなければならない。また、必要に応じて顧問弁護士に相談を受けるものとする。

9 相談窓口及び研修

(1) 推進責任者の組織的対応を支援するため、相談窓口を総務部総務課防災危機対策室（以下「防災危機対策室」という。）に設置する。

(2) 相談の対象となる不当要求行為等は、原則として公正職務推進責任者において組織的対応

が必要と認定した不当要求行為等とする。

第3 公益目的通報

1 対象行為

公益目的通報制度の対象行為は、職員等による市の事務又は事業（市との契約により受託者が行う事業、指定管理者が行う市の公の施設の管理業務及び出資団体等が行う事業を含む。）の運営上における法令等の違反、市民の生命、身体、財産又は生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。）その他社会的相当性を逸脱していることと認められる行為が生じ、又はまさに生じようとしている行為とする。

2 通報

- (1) 次に掲げる者は、通報対象行為があると思料する場合は、公正職務審査会（以下「審査会」という。）に対し、文書の送付その他適切な方法により、その旨を通報することができる。
 - ア 市の職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属するもの及び同条第3項に規定する特別職に属するもの（議会の議員を除く。）
 - イ 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により北海道が給料その他の給与を負担する教員で、市に勤務するもの
 - ウ その職務に係る名称のいかんを問わず、ア又はイに掲げる者に準ずる職務を行っている者と認められる者
 - エ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者（以下「受託者」という。）が行う当該契約に基づく事業に従事する者
 - オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行う市の公の施設の管理業務に従事する者
 - カ 市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で、規則で定めるもの（以下「出資団体等」という。）が行う事業に従事する者
 - キ アからエまでに掲げる者であった者
- (2) 公益目的通報を行う者（以下「通報者」という。）は、匿名による通報事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠を示して通報を行う場合を除き、実名により公益目的通報を行わなければならない。
- (3) 通報者は、通報を行うに当たっては、他人に損害を加える目的その他の不正の目的又は人事上の処遇その他の自らや自らの属する組織のための私的利益を得る目的で通報をすることができない。
- (4) 通報者は、違反通報である場合を除き、公益目的通報をしたことによって、いかなる不利益な取扱いも受けることがない。
- (5) 実名による通報を受けた審査会は、当該公益目的通報に係る調査を行うかどうかを速やかに決定し、通報者に通知（調査を行わない場合はその理由も含む。）をするものとする。

3 公正職務審査会委員

- (1) 公益目的通報制度の客観的な運営を保障するため、公正職務審査会委員を置く。

- (2) 委員は、3名とし、弁護士資格を有する者又は本市の事務若しくは事業に関して高度な知識及び経験を有すると認められる者のうちから、市長が選任する。
- (3) 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で委員が交代した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 委員は、職務を行うに当たり、特に必要があると認める場合は、総務部長に協議するものとする。
- (5) 委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退任した後も、同様とする。

4 調査の実施

- (1) 審査会委員は、公益目的通報を受け付けた場合、調査及び審査を行わなければならない。通報対象行為のうち組織的な不正行為などの重要な案件に係る通報（以下「重要案件通報」という。）については、事務局が調査の方針に関する委員の指導及び助言を踏まえて、調査を行わなければならない。
- (2) 事務局は、調査の実施に当たっては、通報者の氏名その他通報者が特定される情報について秘密を守らなければならない。ただし、通報者の同意がある場合は、この限りでない。また、関係者の人権が侵害されることのないよう努めなければならない。

5 是正措置等

- (1) 市長等は、調査の結果に基づいて、懲戒処分手続など必要な措置を講じるとともに、関係部局の職員に対し必要な措置を講じるよう要請するものとする。ただし、重要案件通報に係る措置又は要請については、調査の結果に基づく対応の方針に関する委員の指導及び助言を踏まえて行わなければならない。
- (2) 市長等は、調査の結果及び講じた措置又は行った要請について、通報者（実名によるものに限る。）に通知するものとする。

6 不利益取扱に対する救済等

- (1) 公益目的通報を行ったことにより不当に不利益な取扱いを受けた通報者は、審査会に対しその是正を図るための措置をとるよう申し出ることができる。この場合において、審査会は、速やかに当該申出に係る調査を行わなければならない。
- (2) 委員は、調査の結果を踏まえて、不利益な取扱いを受けた通報者に対して市長等がとるべき対応の方針について、指導及び助言を行うものとする。
- (3) 市長等は、これら指導及び助言に基づいて、必要な措置を講じるとともに、申出を行った者の任命権者又は管理監督者に対し必要な措置を講じるよう要請するものとする。併せて、調査の結果及び講じた措置又は行った要請について、申出を行った者に通知するものとする。
- (4) 申出を行った者の任命権者又は管理監督者は、市長等から要請された場合は、当該要請を踏まえて、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 申出を行った者に対し、本市以外の事業者等が不利益な取扱いを行った場合は、市長等は、当該事業者等に対し、公益通報者保護法の規定を遵守するよう要請するものとする。併せて、調査の結果及び行った要請について、申出を行った者に通知するものとする。
- (6) これら「不利益取扱に対する救済等」に関する定めは、違反通報により職員が不利益な取

扱いを受けた場合にも適用するものとする。この場合における措置又は要請は、当該職員に対する原状回復又は改善に関するものとする。

- (7) 任命権者又は管理監督者は、意図的に違反通報をした者及び通報者又は相談者に対し不当に不利益な取扱いをした者について、懲戒処分その他必要な措置をとるものとする。

7 関係所属の職員の責務

関係所属の職員は、審査会の調査に協力するとともに、その調査の結果に基づいて審査会委員が要請する必要な措置を講じるよう努めなければならない。

8 勧告及び公表

- (1) 委員は、市長等がこの章の定めに基づく是正措置を行わない場合は、これらの行為を行うよう市長等に勧告することができる。なお、委員の指導及び助言に従わない場合も、同様とする。
- (2) 委員は、特別な理由がある場合を除き、関係部局の職員が調査に協力しないときは、当該職員から事情を聴取しこれらの行為を行うよう指導することができる。
- (3) 委員は、市長等が是正措置等の意見に従わない場合又は関係部局の職員が指導に従わない場合は、その事実を公表することができる。

附 則

この指針は、平成21年5月19日から施行する。